

※本概要は豪連邦保健省ウェブサイトの「[Physical distancing for coronavirus \(COVID-19\)](#)」のページ（2020年5月14日更新）を在豪日本大使館が便宜的に翻訳し、作成したものです。また、全文を翻訳したものではありません。正確な内容は原文をご参照下さい。

新型コロナウイルスのための物理的距離をとる措置

新型コロナウイルスに対して安全な豪州を構築するため、一人一人が物理的距離をとり、衛生管理を行い、病気の場合の自宅待機を継続しなければなりません。

距離をとること

コロナウイルスなどのウイルスの感染拡大を抑える手段の一つが、物理的距離をとることです。

他の人とより多くの距離をとればとるほど、ウイルスの拡散は難しくなります。

州・準州が制限を緩和する中、一人一人が物理的距離をとることを実践することが重要です。

公共の場において

公共の場での物理的距離をとることは、以下のことを意味します。

- 可能な限り他の人と1.5mの距離をとること
- 握手、抱擁、キスなど物理的な挨拶を避けること
- 可能な限り現金ではなく、電子的な決済を利用すること
- 人が少ない時間に移動し、人混みを避けること
- 混雑している場所に入らないこと
- 大規模な公共の場での集会を避けること
- [適切な衛生管理](#)を実践すること
- 風邪やインフルエンザの症状がある場合、自宅で待機すること。医師の診療を受け、[新型コロナウイルスの検査を受けること](#)

[公共の場での集会に関する制限](#)に関する重要な情報を参照してください。

[州・準州](#)における制限を確認してください。

家庭

全ての豪州人は、生活において何が制限されているか確認するため、州・準州政府の制限措

置を確認してください。州・準州が新型コロナウイルスに対して安全な豪州に向けた3段階の枠組に示される段階に動く中、制限は緩和されていきます。

自宅への来客が認められている場合、他の家庭の人々と1.5mの距離を維持することが引き続き必要です。来客数は、コミュニティにおける新型コロナウイルスの拡散を減らすため最小限に抑えてください。

家族が風邪やインフルエンザの症状を有する場合、次のことを行ってください。

- 可能であれば病人を一人部屋で世話すること
- 世話をする人の数を最小限にすること
- 病人の部屋のドアを閉めること。可能であれば窓を開けること。
- 世話をする人が病人と同じ部屋にいる場合には医療用マスクを着用すること。病人も他の人が同じ部屋にいる場合はマスクを着用してください。
- リスクが高い家族を病人から遠ざけて守ること。可能であれば、家族が病気の間、他の生活できる場所を見つけてください。
- 医師の診療を受け、[新型コロナウイルスの検査を受けること](#)。

職場

ご自身や雇用主にとって可能であれば、自宅で勤務してください。自宅で勤務ができず病気の場合、出勤してはなりません。他の人から離れて、自宅で待機しなければなりません。

全ての職場では、以下に沿った新型コロナウイルス計画を策定しなければなりません。

- 全国新型コロナウイルス調整委員会の[オンライン計画ツール](#)
- 豪州労働安全局の[新型コロナウイルスに対する職場の安全に係る全国的な原則](#)

労働安全局には、労働者の権利に関する情報も含む職場に関する資料があります。

[連邦教育技術雇用省のウェブサイト](#)にも、学生、保護者、教育提供者、求職者及び雇用主に関する情報があります。

ご自身、同僚、顧客を守るため、以下を行ってください。

- 挨拶としての握手をやめること
- 必要不可欠でない会議を避けること。必要があればテレビ会議や電話で行うこと
- 大人数の会議を延期すること
- 必要不可欠な会議を可能であれば外気のある屋外で行うこと
- 手や咳・くしゃみの適切な衛生管理を推進すること

- 全てのスタッフに手指用のアルコール消毒液を提供すること
- ランチ・ルームではなく、自分の机や外で昼食をとること
- 人がよく触る表面を定期的に清潔にし、消毒すること
- 窓を開け、エアコンを使い、換気を増やすこと
- 職場において食べ物の取り扱いやシェアを制限すること
- 必要不可欠でない旅行を避けること
- 食べ物を用意する（食堂）スタッフや彼らが接触する人について厳格な衛生管理を実施すること

学校

子供が病気の場合、学校又は保育所に通わせてはなりません。他の人から離れ、自宅で待機させなければなりません。

学校におけるウイルスの拡散を減らすため、生徒と教職員は衛生管理の実践を継続してください。

豪州国家健康保護委員会は、[学校における新型コロナウイルスの感染リスクの潜在性の削減に関する助言](#)を公表しています。

同委員会は、[寄宿学校及び宿舎を備えたカレッジの再開のためのリスク管理のステートメント](#)も公表しています。

[学校運営に関する更なる情報](#)は、連邦教育技術雇用省のウェブサイトを参照してください。

(了)